



架空請求ハガキに注意!

④ 島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

まずは消費生活センターに相談しましょう。

お知らせください。

● 脅迫行為が続けば警察に届け出る
電話請求に対しては、録音したり
日時や内容を記録したりするな
ど、証拠を残しておきましょう。
● 心当たりのないハガキなどが届い
たら、まずは市消費生活センターへ

と請求がきます。
● 脅迫行為が続けば警察に届け出る
電話請求に対しては、録音したり
日時や内容を記録したりするな
ど、証拠を残しておきましょう。

● 支払いに応じない
相手に連絡してしまうと、仲裁料
や手数料などを請求されること
があります。一度言われるまま
に支払ってしまうと、業者にとつ
ては「いいお客様」となり、次々

と請求がきます。
● 脅迫行為が続けば警察に届け出る
電話請求に対しては、録音したり
日時や内容を記録したりするな
ど、証拠を残しておきましょう。

● 相手にしない・電話をしない
指定された番号に電話をかけて
直接問い合わせを絶対に行わない。
電話をかけると、電話番号や家
族の情報など、業者がまだ知ら
なかった、さらに多くの個人情
報が知られてしまいます。

対処法を知っておきましょう
● 相手にしない・電話をしない
指定された番号に電話をかけて
直接問い合わせを絶対に行わない。
電話をかけると、電話番号や家
族の情報など、業者がまだ知ら
なかった、さらに多くの個人情
報が知られてしまいます。

これらは、悪質業者が何らかの名
簿を入手し、根拠もなく送りつけた
ものと考えられます。このほかに、
投資詐欺の被害回復を装う内容もあ
るので、注意が必要です。

7、8年前に急増した、ハガキに
よる「架空請求」の相談が再び増え
ています。4月以降、特に高齢の女
性から、業者との紛争救済を装う下
記のようなハガキの問い合わせが寄
せられています。

＜ 訴訟内容に関する確認依頼 ＞
通知番号 平成 26 年 [あ] 第 〇〇〇 号

本状は、あなたとの間に紛争問題が発生した訪問販売会社が、
裁判所に訴状を提出したことを通達します。会社名内容等につ
きましては、ご本人が直接当センターにお問い合わせの上ご確認ください。なお、故意に放置した場合は原告側の言い分どおりの判
決が出てしまい、執行官立ち会いのもと、給料・不動産の差し押さ
えとなる場合がありますので、十分にご注意ください。

当センターは紛争問題の仲裁などを目的とした中立機関です。当
センターがあなたに対して訴訟を起こしているのではありません。

近年、悪質商法などの手口として個人情報悪用する事例も多
く見受けられます。身に覚えがない場合には、悪質業者による被
害の可能性も十分に考えられますので、早急にご連絡いただきご
確認くださるようお願い致します。

《相談受付》 03-4283-0000
受付時間 9:30 ~ 17:00 休日(土・日、祝日)
〒114-0000 東京都北区西ヶ原0-00-00 0000 2F
全国0000相談センター

裁判提訴をハガキ
1枚で通知するの
はおかしい。

相手を信用させ、
急いで電話を掛け
させる。

名称を次々と変え
て請求している。

具体的な内容が明記
されていない。

「差し押さえ」などの
脅し文句で、恐がら
せる。

架空請求ハガキの一例

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前
9時～午後4時(祝日・プ
ラザおおり休館日を除く)
ところ／市民相談係(プラザお
おり1階)

登録方法／電話または直接、市民
相談係まで(品物の色、形式
などもお伝えください)

- ①譲ります
- ▽洋服ダンス、ダブルベッド、籐
イス、加湿器、ドライヤー、プ
リンター、ホットプレート、制
服、チャイルドシート、ベビ
用品、健康器具、電子オルガン、
カーテン、ポータブルトイレ、
介護用パジャマ、子ども用自
転車、シニアカー、一輪車
- ②譲ってください
- ▽ソファ、ベッド、机、テレ
ビ、洗濯機、空気清浄器、こたつ、
制服、双子用ベビーカー、習字
セット、卓球台、健康器具、ピ
アノ、ディスクグラインダー、
白、ミシン、ビーチパラソル、
キックボード、自転車

※4月30日現在の状況です。詳し
くは、市ホームページの一覧
表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲ってほしい人が運搬

④ 市民安心課 市民相談係
☎ 36-7153